

日本国憲法第9条、『戦争の放棄』の解釈について

羽 村 省 太 郎

目 次

	頁
1 序 論	1
2 平和に関する国際間の動向	3
3 憲法第9条の個別的解釈	5
4 私 の 見 解	19

I 序 論

これまで日本国憲法第9条に関しては、いろいろと論議が尽くされてきた。自衛権に基く自衛戦争が放棄されているのかどうか、自衛隊の存在と自衛戦争の合憲性、これに伴う憲法改正の問題と限界点などあり、第9条の個別的解釈にあたっては、第1項の『国際紛争を解決する手段としては』と第2項の『前項の目的を達するため』等の文言解釈や、『戦力』、『交戦権』等に解釈上の争点がある。

『戦力』の解釈にあたっては、外国軍隊の駐留は、昭和34年12月16日の最高裁判所の砂川判決があり、第9条にいう『戦力』にあたらぬとして司法部の見解が示されている。又、外国軍隊の駐留を合法づける日米安全保障条約の違憲法令審査権（憲法第81条）条についても、少数の補足意見をのぞき、条約は高度の政治性を有するものとして、一見きわめて明白なあやまりのない限り、司法の審査になじまぬとの判断を下している。

私は、第9条の『戦争の放棄』には自衛戦争を含む全ての戦争が放棄されていると解するが、日本が国際連合に加盟し、その国際法秩序から国際連合憲章下にある（憲法第98条第2項）²⁾。その限りで第9条とは別に限定的条件付での軍事的自衛権行使が認められると考えている。日本が国連に加盟していないならば、第9条によってかかる軍事的行動が認められないのであるが、国連加盟国である限り、第9条解釈によって自衛隊の存在が違憲であるとか、（この点に関しては註(17)、(18)、(19)で後述）、『戦力』の条項に反するとか、憲法改正が問題になるというのではない。むしろ第9条は、戦争放棄としての永久の記念碑であり、世界の諸国家が目標とする法文書として維持されねばならない。

以上のことから、先ず平和に関する国際間の努力の変遷を一瞥し、第9条の文理解釈と戦争放棄に関する今迄の主な見解を簡略に述べ、国際法秩序下に統一される国際平和に期待して、自己の立場（試論）をアプローチさせたい。

2 平和に関する国際間の動向

平和に関する問題は古くから論ぜられているが⁴⁾、国際的には、近代国家成立以来、世界中の

国家が国家主権行使として、戦争に参加するようになり、戦争の規模が次第に拡大したことによって、20世紀初頭、第1次世界大戦により、平和に対する国際間の協調、話し合いによる国際平和機構設立の必要が痛感され、アメリカ合衆国大統領ウイルソン（Woodrow Wilson）の提唱で1919年国際聯盟（The League of Nations）が成立した。1928年には、不戦条約（Treaty for the renunciation of war）があげられるが、この条約では、国家の政策手段としての戦争の放棄と、紛争の平和的解決を規定している。次いで1939年にはじまる第2次世界大戦は、原子爆弾の投下によってその幕を閉じたのであるが、ここでは国際聯盟に代る国際平和機構として、1945年10月24日に国際連合（The United Nations）が誕生した。その国際連合憲章前文には、『われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い』とあり、国際紛争の平和的手段による解決（国際連合憲章第2条第3項、第33条第1項、第41条）を建前とし、例外的に、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な範囲内での軍事措置を認めている（第42条）。これと期を同じくし、諸国の憲法にも国内法秩序下に政治宣言的自己規制として、国際紛争解決手段とする戦争の防止をしようとする国際憲法的条項を設けている⁽⁵⁾。なかでも自衛戦争を放棄した日本国憲法第9条は、国連憲章より一步進んだものであった。一方、戦争による個人の生命の極端な軽視に対し、国家主権から離れた個人そのものの生命の尊重は、基本的人権保障の根本をなすものであり、基本的人権の保障も、国民国家から広く世界人類の立場にたち、国際的視野に移行している。1948年12月10日の世界人権宣言は、その前文に、『人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので』とあり、その第3条は、『何人も、生存、自由及び身体の安全を享有する権利を有する。』と宣言している。日本国憲法も、その前文第二段に『平和のうちに生存する権利を有することを確認する。』と結んでいるし、第11条、第13条及び第97条もその趣旨を宣言している。以上は平和に関する国際的動向を一瞥したのだが、それでは一国家としての日本国憲法第9条の戦争放棄の宣言規定はどのように解釈されているか、又、どのように解釈すべきかを述べてゆきたい。

3 憲法第9条の個別的解釈

日本国憲法第9条第1項は『日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。』とあり、第2項は『前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。』と規定している。この第9条は、日本国憲法前文の永久平和の原理を具体化したものであるが、その個別的解釈からはじめよう。

(1) 先ず第1項の『日本国民』であるが、これは第9条を宣言した主体者として日本国民全体と日本国政府をさし⁽⁶⁾、個々の国民一人一人をさすのではないと解されている（この点に関し私も同じ見解であるが後述する）。

次に、『正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し。』は、前文第2段の『日本国民は、

恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。』の永久平和の精神を受け継いでいると解される⁽⁷⁾。問題は『国権の発動たる戦争』における戦争と『国際紛争を解決する手段としては』との関連である。『国権の発動』としての『国権』は、主権国家として国際法上、戦争しうる権利と解されているが、戦争は、国際法上の戦争として宣戦布告を伴うものである。この戦争には、一般に侵略戦争、制裁戦争、自衛戦争等三つがあるとされている。侵略戦争は、国家の政策として他国を違法に侵害し、軍事力を行使して征服を意図する戦争をいう。制裁戦争は、制裁国の勧告にしたがわない相手国に対し、軍事的措置として制裁を加える戦争であり、自衛戦争は、相手国の不正の侵害に対し、自国を防衛するための自衛権に基づく戦争をいう。

さて以上三つの戦争、侵略戦争、制裁戦争、自衛戦争のうち、侵略戦争のみ放棄されているのか、否、以上の全て三つの戦争が放棄されているのか、解釈上の争いがある。各々の説にわけて説明を試みよう。

A 説（侵略戦争のみ放棄するとする立場⁸⁾）

この説によれば、『国際紛争を解決する手段としては』の文言が、この『国権の発動たる戦争』にかかっているから、『国際紛争でない戦争』は、その反面放棄されていないと解する。国家が自国を防衛するため、相手国の侵略に対し、当然自衛権の行使として自衛戦争が認められているとする。自国の生存と安全を自から護るべしとする場合、戦争に訴えうるとする。惟うに、確かに『国権の発動としての戦争』と『武力による威嚇』、『武力の行使』は、一連の侵略的な軍事強制措置とみられうる。相手国の急迫不正な侵略が、現存し発生している緊急事態に、自衛のために武力で威嚇するという文言はつじつまが合わない。武力で威嚇するのは侵略を意図している場合であろう。そう考えてみると、第9条第1項は、全体的にみて侵略的戦闘行為一般が放棄しているのだとも解されるかも知れない。

又、この説は、第2項の解釈として『前項の目的を達するため』という文言を、第1項で侵略戦争を放棄したことから、『侵略戦争のため』と限定して解釈する。従ってそのための戦力の不保持、交戦権が否認されるが、制裁戦争と自衛戦争のための戦力と交戦権は認められているとする。

B 説（侵略戦争、制裁戦争、自衛戦争等全ての戦争を放棄しているという立場⁹⁾）

（そのI） 前述のA説と同じく、第9条第1項で、『国際紛争を解決する手段としては』の文言から¹⁰⁾、侵略戦争のみ放棄されたとするが、次の第2項で『前項の目的を達するため』を第1項の『正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し』との全体にかかるとし、憲法前文の平和主義の精神から、ここで全ての戦争が放棄されるとする。又、A説の如く『前項の目的を達するために』を限定句として『国際紛争を解決する手段として』にかけるとして、侵略戦争にのみ戦力をもたないと解しても、国の交戦権否認の独立した文章にかかっていないから、結局、国家として戦争を行う権利、或いは国家が、国際法上、認められる船舶の臨検、拿捕の権利が認められ

ない以上、戦争ができないことになる。従って、第2項で、制裁戦争、自衛戦争が認められないことになり、第9条全体として全ての戦争が放棄されたことになるとする。

この説に対しては、第1項で侵略戦争を放棄し、第2項で制裁戦争、自衛戦争が放棄されるとして、一応分離し、第9条全体として全ての戦争が放棄されたとするのは、立法技術として当を得たものでないわれている。

(その2) B説の(そのI)と同じく、侵略戦争、制裁戦争、自衛戦争も全て放棄されているという立場である^{11) 23)}。

この説は、憲法前文の永久平和主義の精神を徹底するなら、全ての戦争を放棄するにこしたことはないとし、全て戦争は、今迄自衛の名の下に侵略戦争が行われていたとする。だから『国際紛争を解決するのではない戦争』というのはいない。全ての戦争は『国際紛争を解決する手段』として行われるとする。又、英文の憲法において『国際紛争を解決する手段としては』は『国権の発動たる戦争』にかかっていないから、『国権の発動たる戦争』には全ての戦争が含まれると解されるとする。(英文では、the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.)

大体、以上の諸説があげられるが、侵略戦争のみ放棄されているという立場に対しては、前述の批判のほか、制裁戦争、自衛戦争が認められているのだとすれば、戦争手続に関する条項が憲法に規定されてしかるべきなのにその規定がない。¹²⁾又、侵略戦争のみ放棄されるとするなら、何も改まって日本国憲法に宣言してみても意義が少ない。過去において侵略戦争の放棄は、法文書に宣明されていた。日本国憲法前文の永久平和の精神から、自衛戦争を放棄したことに、世界的意義があるのだとする。又、侵略のための戦力は保持できないが、自衛のための戦力は、保持できるとすると、戦力にどこまでが自衛の範囲内で、どこまでが侵略の範囲内にとどまるか、その客観的区別がつけられないといわれている。

次に、『武力による威嚇』、『武力の行使』であるが、『武力』とは『実力の行使を任務とする物的人的の設備の総力をさしている』とされている。『第二項の「戦力」より範囲が広く、戦力に至らない武力(たとえば武装警察力)もあると考える。しかし実質的にいえば、そういうものは大して問題にならないから「戦力」と同じものだと考えてよいであろう』とする説¹³⁾、『戦力は、外国との交戦を目標として、編制、装備、訓練を整えたものである』そして、『武力は、戦力よりも広く、更に広く国内秩序維持を主たる目的とする警察力をも含むものとも解される』と定義するものもある¹⁴⁾。いずれにしても、武力という場合、戦力より広いが、軍事的強制措置となりうる力一般と考えてもよい。『武力による威嚇』は、自国の要求を入れない相手国に対し、武力を行使すると脅かすことであり、『武力の行使』は、軍事力を行使して、相手国と戦闘行為をすることだが、国際法上の戦争にまで至らない、例えば、満洲事変、ノモンハン事件などがあげられる。

最後に第2項であるが、『前項の目的を達するため』の文言はすでに前述したので省略するが『陸海空軍その他の戦力』といっている「戦力」とはいかなるものであるか。先ず、軍事的強制

措置に利用されうる人的物的一切の力をいうとすると、必要な場合に戦闘目的に利用されうるもの、つまり「潜在的戦力」はどうであろうか。航空機、船舶、港湾施設、飛行場、製造工場等、国民の日常生活一般に供されうる設備も戦力に転化されうる。また、極端に言えば人的資源として国民全ても含まれてくることにもなる。そこで、戦力と非戦力の区別、つまり軍隊と警察力による区別によって一線がひかれうる。両者共組織化された武装力を持ち、実力行使に供されうる。しかし、警察は、国内の治安維持の範囲内で実力が行使され、『武器を行使して、人命を殺傷し、財産や器物を破壊することは極力避けなければならないとされている。これに対し、軍隊は、敵の戦闘力を破壊するのが目的であるから、人命の殺傷、財産、器物の破壊はむしろ本務となるのである¹⁵⁾』と考えられる。又、人員、編成、組織、装備、訓練、予算といった面を総合して、軍隊と警察が区別されうる。政府は、戦力とは、近代戦争を有効に遂行しうる能力をもったものをいうとし、保安隊を『戦力なき軍隊』といていた。戦力を判断する基準として客観的に定めねば、主観的な意図によって客観的な同一のものが戦力になったり、ならなかったりするから客観的基準によるべきである。

次に、『国の交戦権』の意味については、二通りあり、その両者を含むとする説もある。一説は、『国家が戦争をなしうる権利』と解し、他は、『国際法上国家が、戦争に際し認められている各種の権利、つまり、船舶の臨検、拿捕の権利などを意味する』とする。前述のB(そのI)の説によれば、交戦権を前者の意味に解し、或いは両方の意味を含んでいるとして、ここではじめて、制裁戦争も自衛戦争も放棄されたとする。

以上は第9条の大まかな解釈を述べたが、次にここで日本国政府の見解を述べておきたい。

(2) 先ず日本国憲法が制定されてから今日迄の経過を、年代を追ってみることにしよう。

1945年(昭和20年8月14日)ポツダム宣言受諾、その後、1947年(昭和22年5月3日)日本国憲法が施行された。1950年(昭和25年)には、朝鮮戦争が勃発し、すぐに警察予備隊が政府により設置された。1952年(昭和27年)には、日米安保条約が成立し、警察隊予備隊が保安隊になり、1954年(昭和29年)にM.S.A協定が成立し、保安隊は自衛隊と改められた。次いで、1960年(昭和35年)新安保条約が成立し、10年後の今日に自働延長されている。

憲法制定当時の政府の見解をみると、昭和21年6月28日衆議院本会議の国会議事録の答弁において、野坂参三の『草案¹⁶⁾には戦争一般の放棄とあるが、戦争には侵略戦争という不正の戦争と、防衛的な戦争という正義の戦争があるのではないか』との質疑に対し、吉田首相は、『国家正当防衛権による戦争は正当だとされるようだが、私はこのようなことが有害だと思う。近年の戦争は多くは国家防衛権の名において行われたことは顕著な事実である。もし正当防衛による戦争があるとすれば、その前提において侵略を目的とする戦争を目的とした国があることを前提とせねばならぬ。故に正当防衛、国家の防衛権による戦争を認めることは、偶々戦争を誘発する有害な考えである』と答えている。この当時の政府の見解は、自衛戦争をも認めない趣旨らしい。その後、昭和25年の警察予備隊設置において、その目的は、一に国内治安維持のために備えている警察力であるといい、戦力にあたらぬとしていた。予備隊の装備が戦力にあたらぬかに関し

ては、昭和27年2月1日衆議院予算委員会において、稲村順三の『予備隊の装備はどうか』の質疑に、大橋国務相は、『小銃、軽機銃、バズーカ砲で高射砲大砲はもっていない』、稲村『バズーカ砲は戦車に対するものである。戦車をうつ必要があるのか』、大橋『バズーカ砲は対戦車に限らない。接近した密集部隊に対するものである』、稲村『このような装備は、憲法9条2項の「その他の戦力」にならないか』、木村法務総裁『现阶段の装備では戦力には当たらないと思う』といている。又、昭和27年2月6日の衆議院外務委員会で、木村国務相は『戦力とは戦争を有効に遂行しうるに足る実力である。そして近代戦は昔のような戦争とちがい、相当な装備編成をもたねばならぬ、ところで警察予備隊は、決して近代戦に有効適切なる効果を果しうる編成装備をもっていないから、憲法第9条第2項の戦力に該当しないといいうる。』といている。

ところが、昭和27年3月6日の参議院予算委員会で吉田首相は『憲法では戦力を国際紛争の具に供することを禁じたので、自衛のための戦力は禁じたわけではない。再軍備する場合には国民の総意に問うべきで、憲法改正を行うべきであろう。』と発言している。つまり、ここでは自衛戦争を肯定した立場に立っているが、自衛のための戦力を認めながら、憲法改正を云々している。ついで昭和28年11月3日の衆議院予算委員会で吉田首相は、『保安隊を増強してついに戦力に至れば憲法を改正する。』といているから、戦力に対して否定したり、肯定したりしているようであった。1954年（昭和29年）、鳩山内閣が成立し、ここに自衛隊は軍隊として合憲であるとし、他方、憲法改正も考えているのは、自衛隊を違憲と考えるむきもあるから、疑点をなくするため、明確にするのだと言っている。次いで、昭和30年6月11日の参議院予算委員会での質疑をみると、八木幸吉『兵力と戦力は同じ意味で使うのか、自衛隊は軍隊と違ってよいか。』、鳩山首相『兵力も戦力も戦う力と解釈している。現在の自衛隊は戦力、兵力、軍隊といえる。』、八木『首相は憲法の解釈は変り移って来たというが、憲法制定当時はあらゆる戦力がいけないと思われていたのに、いまは自衛戦力をもってよいという解釈になって来たというのか。』、鳩山首相『その通りだ。』、八木『今の話だと常識上憲法違反と考えられる法律も、憲法解釈が変化したから差支えないということになるかどうか。』、鳩山首相『国会は憲法に違反するはずはない。憲法解釈の仕方が変わったのである。』と答えている。つまり、ここでは自衛隊は立派に軍隊であり、戦力をもったものとして位置づけられたのである。

4 私 の 見 解

さて、私は、限定的条件付の軍事的自衛権行使を認めたというのは、やはり、その国際憲章秩序（憲法第98条第2項）から国際連合に加盟している限りにおいてである⁽¹⁷⁾。いずれにしろ、憲法第9条の宣言規定も、国際法秩序による規制される限りの軍備であるし、両者が併存する範囲内の解釈を考えねばならない。

先ず、第9条にいう『日本国民』という主体者は、日本国民全体と日本国政府を意味し、その対象として戦闘行為一般は、諸外国を念頭においた対外的事項でもある。だから諸外国を相手に一切の戦争を放棄したとするのは、政治的に宣言した自己規制と解される。日本国憲法が『日

本国民」といっている場合、前文の各段の冒頭と、第1条、第10条、第97条があげられる。そのうち第1条と第10条については、第1条は、天皇の象徴性を表わすために『日本国民総合』といっているのであり、また、第10条は、第3章国民の権利、つまり基本的人権の保障体系（憲法第81条）の当事者となる国籍を定めるためであり、国内法秩序から『日本国民』といっている。だから諸外国を意識した規定として『日本国民』といっている場合は、前文と第2章第9条と第97条である。他は、その主体者を『国民は』（第11条、第30条）とか、『すべて国民は』（第13条、第14条、第25条乃至第27条）とか、外国人を含む場合として『何人も』（第17条、第18条、第20条、第22条、第31条乃至第35条、第38条乃至第40条）と規定し、『日本国民』とは明示していない。だから、第9条はむしろ諸外国に対し、自分自からの生存と安全のため、防衛行為としての戦争遂行能力（軍備）をなくしてよいとの自己規制としての宣言でもあると思う⁽¹⁹⁾。だから上述の自衛のための権利を放棄するのは自国内における自由の領域であり、国家間の条約憲法として相手国に法的拘束力が及んでいるものでない（第98条第2項）。ある一定限度で権利放棄の自由を制限することは、他国に実害のない限り可能であろう。

故高柳賢三博士は、次のようなことを述べておられる。『イギリス型成文憲法では、前文と事実の陳述にかぎられ、人民主権といったような政治理論などは少しもかかれていないのが特徴である。アメリカ憲法は政治的マニフェスト的な色彩がつよい。そして、二十世紀の憲法にも政治的目標とか、理想の表現とか、信仰の告白とかの章句が多く織込まれている。これらの章句は法律的には単なるリトリカルなものとして受取外なく、これを法規として論理的に解釈することは不可能である。……日本国憲法も基本的人権その他マニフェスト的なリトリカルな部分を多分にふくんでいる。こうした部分を民商法典の解釈と同じ「法学的」態度で解釈すると、随分非常識なことになることもあり、……リトリック的表現によるもの、一つ一つの字句を合理的に理解することのできぬのは当然である。』と、そして、『第9条第2項は「平和への意志」を表わした修辭的表現でかざられた国際政治的マニフェストにすぎぬのである。従って、第2項の一々の字句からはなんら法的効果は発生しない。そういえば第9条全体が政治的マニフェストなので、この条文があってもなくても日本の国際法上の地位が変わるわけでない⁽²⁰⁾。』又『憲法九条の複線的解釈⁽²¹⁾』と題して次の如く述べておられる。『アメリカ人には、理想的な宣言を好む性向があるが、彼らはやはり現実的な事物を取扱う。マ元師が九条を一面、精神的に世界を指導する永久の記念塔として高く評価しつつ、他面、国家の安全を守るためにはあらゆる措置をとりうるものと解釈するところにも、それが現われている。この憲法解釈における“複線的”な考え方はマ元師独自のものではない。……日本の法律家も政治家も、この複線的の考え方で憲法を解釈し運用することに慣れていない。したがって、あるいはこの文から演繹的に解釈して、自衛隊や駐留米軍を違反の存在とし、あるいはまた同じ考え方から、直ちに九条改正を提唱する。この“複線的”な考え方は、日本人本来の性格に根ざすものでなく、明治以来のドイツ解釈法学の強い影響によるものである。……九条は無謀な軍国主義の失敗について将来に長く反省を促す貴重な記念塔でもあり、またさらに日本のみならず世界の政治家の進路を示す目標として正しいの

であるから、大切にこれを保持するのが賢明である。』と。

私は第9条第1項では全ての戦争が放棄されているとするが、理由としては、侵略戦争、制裁戦争、自衛戦争にしろ、いずれの戦争であっても結果として生ずる戦争の惨禍は同じである。永久平和の精神を貫ぬくとすれば、一切の戦争を放棄するにこしたことはない。それを確実にする意味で、第2項は戦力の不保持、交戦権を否認しているのである。又、私としては、憲法制定当時の永久平和の精神を何時も忘れたくない。そうした素朴な人間としての感情からの法解釈なのである。しかしながら、私のいうこの第9条「戦争の放棄」の限定した条文解釈は別にして、ここで第9条で戦争を放棄した代償として、日本の平和と安全を護る方法手段が国際的に確立されていなければならない。世界平和を護る国際機構が完全でないのに、諸外国が日本のみ自衛のための戦力をもつなどと言いきれまい。ひるがえって、戦争放棄に代替しうる国際平和機構の具体化は、国際連合による安全保障機能である。未だ充分なものといえないから現実時点にたつて、その国連憲章の精神に沿って、この憲法第9条をアプローチさせてみよう。

国際連合憲章前文に、『国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し。』第1条第1項では『国際の平和及び安全を維持すること』をうたい、第2条第3項では『すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない』と。又、第33条第1項では紛争の平和的手段による解決方法を規定している。そして、第41条は、安全保障理事会は兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかの決定について、又、第42条には、平和的手段の解決の他に、例外的な軍事的措置としての軍事行動と、第43条には、国連加盟国による兵力、援助及び便益についての規定があり、第51条は、個別的又は集団的自衛の固有の権利を安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間、国連加盟国がもっていることを認めている。そうすると我々の視点も、憲法第98条第2項にいう『確立された国際法規』たる国連憲章第51条に合わせて考えてみなければならない。そして、集団的自衛権行使としての日米安全保障条約も、国連憲章下に拘束されている限り是認されうるが、しかし、共通の危険に対処しうる集団的自衛行動（日米安全保障条約第5条）も、その第5条にいう『自国の憲法上の規定及び手続に従って。』つまり憲法第9条に従うならば、そこに自から制約がある。従って、認められうる限定的条件付の軍事的自衛権は、国連憲章のものが優先されねばならないから、日米安全保障条約による集団的自衛権による武力行動は、否定される結果になる⁽²²⁾。国連軍としての構想下に、日本も加盟国として義務履行しなければならない（国連憲章第4条、第25条）。しかし、兵力の便益及び援助の性質も、私は、憲法第9条から、停戦監視、紛争地域の治安維持に限定したものか⁽²³⁾、通過の権利（国連憲章第43条）程度のものである。

以上、日本国憲法の基本原理である永久平和を具体化した第9条戦争放棄の条文を解釈したのであるが、この第9条の解釈も一方通行によらず、現実の国際情勢に即し、複線的に弾力性をもたせて解釈した方がよいと思う。この条文が、世界各国の目標とする記念碑としてあり、又、積極的に国際平和機構に軍備の縮少（国連憲章第11条第1項）、やがては撤廃を働き、将来、

国内の治安維持としての警察力と同じ機能となる国連警察軍に代置されるまで、国際平和の一里塚となる法規範として維持しなければならないと思う。

(註) (1) 小谷, 奥野, 高橋裁判官の各意見と石坂裁判官の補足意見要旨を部分的に引用する。『憲法 81 条には「条約」の文字がなけれども、同条にいう「法律」は同法第76条3項, 98条1項にいう「法律」と同様に国内法規としての条約も当然含まれると解すべきであり, したがって裁判所は国内法規としての条約あるいは条約の国内法的効力に対しては当然違憲審査権を有するものと解すべきである。しからざれば, 制定手続のより簡易な条約によって国の最高かつ基本法たる憲法を改正するのと実質上同一の結果を生じ不当である。それ故本件安保条約についても, 裁判所は, 合憲か違憲かを審査する権限を有する。しかるに多数意見は, それが国の存立の基礎に重大な影響があり極めて政治性の高度なるものであるから, 裁判所の違憲審査権の範囲外であるとするけれども, 条約の締結とか法律の制定は概ね国の重大政策に関する政治性の高い事項であり, したがって単にことがらが高度の政治性があるとか国の重大政策であるという理由だけでは「法の支配」を根本理念とする新憲法が, 裁判所の本質に内在する固有の権能と認めて特に裁判所に賦与した違憲審査権を否定する理由にはならない』以下省略。

- (2) 憲法第98条第2項『日本国が締結し条約及び確立された国際法規は, これを誠実に遵守することを必要とする』とある。そして, その第1項は, 国内法秩序として憲法を最高法規とし, 下位の法規として条約がかかれていない。
- (3) 国連憲章第51条『この憲章のいかなる規定も, 国際連合加盟国に対しては武力攻撃が発生した場合には, 安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間, 個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものでない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は, 直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また, この措置は, 安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては, いかなる影響も及ぼすものでない』
- (4) Grotius の「戦争と平和の法」(1625年) Kant の「永久平和論」(1795年) など。
- (5) 例えば, フランス第四共和国憲法前文(1946年), 東ドイツ憲法第5条第3項(1947年), 西ドイツ憲法第26条(1949年), 大韓民国憲法第6条(1948年)。
- (6) 宮沢俊義著『日本国憲法』163頁。『「日本国民」とは, 主権者としての日本国民を意味する。したがって, 日本国家というのと, 同じ意味になる。個々の日本国民をいうのではない。』, 奥貴雄著入門憲法講義(上)188頁『(1) 主体は日本国民, 憲法9条の1項に, 「日本国民は」とあるとおり, 国民であって, しかも<国民の全体>を意味する。『(2) 具体的には「政府」全体としての<国民>とは「政府」を意味するのである。』
- (7) 有倉遼吉編, (別冊法学セミナー2) 憲法, 48頁。
- (8) 大石義雄著『日本国憲法概論』(第九章 日本国憲法と戦争の放棄の宣言, 150頁)
- (9) 佐藤功著『日本国憲法概説』(第二節第九条の解釈上の諸問題, 66頁), 和田英夫著『憲法体系』(第四節戦争の放棄, 107頁), 鶴岡信成著『憲法』(第三節永久平和主義 62頁)
- (10) 和田英夫著『憲法』(第三節戦争の放棄 102頁)『侵略戦争の放棄という目的に対応するとしても, それは戦力不保持の条件を定めたものでなく戦力不保持の動機を示すのであって, 戦力不保持そのものは明らかに, 無条件に規定されているとみるべきだから……』と述べておられる。
- (11) 清宮四郎著『憲法Ⅰ』法律学全集(第四章永久平和制, 79頁), 『憲法と自衛隊(杉村敏正)27頁』(恒藤基, 末川博編集『憲法と自衛権』より)。
- (12) 日本国憲法制定当時の事情からみて, 憲法草案の審議に, 戦争手続を考慮しようというのは不可能に近いのではなからうか。
- (13) 註解日本国憲法, 上巻(1)(法学協会)212頁。
- (14) 奥貴雄著『入門憲法講義(上)』182頁。

- (15) 恒藤 恭, 末川博編集『憲法と自衛権』より『憲法と自衛隊』(星野安三郎) 42頁.
- (16) 草案といているのは, 憲法改正審議中の質疑で現在の日本国憲法のことである.
- (17), (18), (19) 諸外国にとっては, かつての日本の狂信的な軍国主義を恐れていたことも考えられる. だから旧安保条約(昭和26年11月16日)には, 『アメリカ合衆国は, 日本国が, 攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従って平和と安全を増進すること以外に用いられべき軍備をもつことを常に避けつつ……』と規定している点からも第9条は諸外国に対する政治的宣言規定としてうかがわれる. それでこの条文と関連する, 個々の国民の権利と自衛隊との関係で発生してくる利害衝突のことであるが, 例えば, 砂川事件(安保条約に基づく刑事特別法違反事件), 或いは最近の恵庭事件(自衛隊法違反事件)とか, 防衛出動時の物資の収用(自衛隊法第103条), 訓練中の漁船の操業制限と禁止(自衛隊法第105条), 自衛隊法に基づく隊員の自由の制限(自衛隊法第118条以下の罰則規定)などの問題は, 国際法秩序に基く国家防衛の必要性から, 個人の基本的人権に対する『公共の福祉』による制約と考える.
- (20) ジュリスト(25号)高柳賢三『平和九条, 再軍備』
- (21) 『憲法九条の複数的解釈』(毎日新聞昭和34年7月12日(日曜日)朝刊3頁「私の意見」より)
- (22) 「確立された国際法規」は, 多数諸国家によって承認されているが, 条約は特定の国家間のみ法的拘束力だから, 前者の方が優先すると考えたい. 尚, 恒藤 恭, 末川博編集「憲法と自衛権」の中で『条約と違憲立法審査権』(和田英夫) 132 頁で, 「確立された国際法規」と「条約」の差異について述べておられる.
- (23) 田畑忍編『判例憲法学』第二章戦争放棄, 30頁, 『治安のための武力を未だ否定するものでない』といている. 尚, 自衛権に基づく自衛戦争は認められない説においても, 戦争に訴えない自衛力は認められている. 治安のための武力, 警察力, 国民一般の実力行使は, 自衛権に基づく自衛力である.